

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案について

新（平成30年4月1日施行）	旧
<p>介護保険法 （地域包括支援センター） 第百十五条の四十六（略） 2・3（略） 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこと<u>その他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。</u> 5～8（略） 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、<u>評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 10～12（略）</p> <p>（会議） 第百十五条の四十八（略） 2 会議は、<u>厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</u> 3～6（略）</p>	<p>介護保険法 （地域包括支援センター） 第百十五条の四十六（略） 2・3（略） 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこと<u>その他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。</u> 5～8（略） 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、<u>点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 10～12（略）</p> <p>（会議） 第百十五条の四十八（略） 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。 3～6（略）</p>